

「建築材料・設備機材等品質性能評価」

実 施 事 務 处 理 細 則

平成 30 年 11 月 1 日

一般社団法人 公共建築協会

「建築材料・設備機材等品質性能評価」
実 施 事 務 処 理 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領（以下「要領」という。）第25条の規定に基づき、評価の実施に必要な事務処理について定めるものとする。

(隨時評価)

第2条 要領第5条第1項に規定する隨時評価は、評価委員会の開催に合わせて行うものとする。

(評価の所要経費)

第2条の2 要領第5条第3項に規定する評価の新規評価料及び隨時評価料は、別表－1「新規評価料及び随时評価料」による。

(評価の中止に伴う必要経費の精算)

第2条の3 要領第12条第2項に規定する経費の精算については、次の各号による。

- 一 要領第12条第1項1号による審査途中のときは、申込料に審査に要した比率に応じて、その十分の五から十分の九までにおいて協会が定める額の審査料を加えた額とする。また、要領第12条第1項2号に規定する審査を終了したときは、申込料に審査料を加えた額とする。
- 二 要領第10条に規定する評価を終了しているときは、申込料と審査料を加えた額とする。
- 三 申請者は、第一号又は第二号に基づく額に疑義を生じたときは、協会と協議することができる。

(評価書の更新)

第3条 要領第17条に規定する評価書の更新に係る事務処理は、次の各号による。

- 一 更新評価依頼書は、様式1とする。
- 二 評価の更新申請は、原則として変更評価申請を伴わないものとする。ただし、要領第8条各項による評価基準等を改定した場合及び更新申請直前並びに更新評価期間中に生じた変更については、この限りでない。
- 三 更新評価料は、別表－2「更新評価料」により、納入地区数による内訳は次による。
 - イ 納入地区数が5地区以上の場合は、当該材料等の当該年度の随时評価料に十分の七を乗じた額とする。
 - ロ 納入地区数が2地区から4地区までの場合は、イの額に十分の九を乗じた額とする。
 - ハ 納入地区数が1地区的場合は、イの額に十分の七を乗じた額とする。
- 四 更新評価申請を行う年度に、随时評価を取得した場合は、当該更新評価の申請資料が隨時評価の審査を受けた内容と同一と認められるときは、更新評価料を2万円(税抜)とすることができます。

第3条の2 更新評価の中止に伴う必要経費の精算については、第2条の3の規定を準用する。

(評価書等の記載内容の変更)

第4条 要領第18条に規定する評価書及び評価名簿（以下「評価書等」という。）並びに評価

申請資料の記載内容の変更に係る事務処理は、次の各号による。

なお、各変更内容のうち、(確認)を付した項目は事務局確認のみとし、それ以外は委員会審査を要する項目とする。

一 変更申請の評価依頼書は様式1、評価依頼承諾書は様式1-1とし、変更内容一覧表は、別記様式-1とする。

二 評価書等の記載内容の変更について、評価書の交付を要するものは、次による。

イ 対象材料・機材等

イー(イ) 対象材料・機材の種類、商品、シリーズ、品番、形式、仕様等（以下「種類等」という。）の追加

イー(ロ) 種類等の内容の変更の場合、次による。

イー(ロ)-1 下記(イー(ロ)-2(B-1)及びイー(ロ)-2(B-2))以外で、主要部の材質及び形状等の部分的な変更であり、変更前の申請品からの継続した使用（又は生産）実績として認められるものであるが、材質及び形状等の変更に伴う耐久性等の審査を要するもの。

イー(ロ)-2(B-1) 申請品の主要部に変更がなく、かつ、部分的な変更であり、変更前の申請品からの継続した使用（又は生産）実績として認められるが、変更に伴う部分の耐久性等のみの審査を要するもの。

イー(ロ)-2(B-2) 申請品の主要部に変更がなく、かつ、耐久性に影響を及ぼさない部分的な変更であり、変更前の申請品からの継続した使用（又は生産）実績として認められるもの。

イー(ハ) 種類等の取消し（確認）

イー(ニ) 種類等の名称のみの変更（確認）

ロ 申請者

ロー(イ) 吸収合併等による名称の変更及び組織形態の変更の場合、次による。

ロー(イ)-1 吸収合併等による変更（申請者の吸収合併等による変更内容が、従前の申請者からの継続性が確保されているかを審査する。）

ロー(イ)-2 分離独立等による変更（申請者の分離独立等の変更内容が、従前の申請者からの継続性が確保されているかを審査する。）

ロー(イ)-3 事業譲渡及び部門統合等による変更（申請者の変更に伴う社名及び製造所名の変更であり、従前の申請者からの継続性が確保されているかを審査する）

ロー(ロ) 移転に伴う所在地の変更の場合、次による。

ロー(ロ)-1 申請者のみの移転（下記のロー(ロ)-2及びロー(ロ)-3の変更を伴わない場合）（確認）

申請者の自社工場であり、かつ、販売・アフターサービス全てを申請している場合、その当該部門の移転を伴うときは、下記ロー(ロ)-2及びロー(ロ)-3による。

ロー(ロ)-2 (別表-3の2号の変更を伴うときは、ハ-1及びハ-2により審査する。)

ロー(ロ)-3 (別表-3の3号及び4号の変更を伴うときは、ニ-(ニ)により審査する。)

- ロー (ハ) 名称のみの変更 ((イ) を除く) (確認)
- ロー (ニ) 住居表示の変更に伴う所在地名の変更 (確認)

ハ 製造所

- ハー (イ) 自社工場及び協力工場の追加
- ハー (ロ) 移転に伴う品質管理・製造管理・検査体制、生産設備及び所在地の変更の場合、次による。
 - ハー (ロ) - 1 管理体制、設備等の変更を伴うもの (別表-3の2号1) 注1)
 - ハー (ロ) - 2 管理体制、設備等の変更は殆ど無いもの (別表-3の2号2) 注2)
 - 注1) : 遠方への工場移転等で社内規定に精通した適正な管理者等が品質・製造管理及び検査体制の基で実施されているか、又、従前からの継続性を有しているかの審査を要するとき。
 - 注2) : 近傍への移転であるが従前の体制での継続性の審査を要するとき。
- ハー (ハ) ISO認証の資格の喪失による製造に関する管理形態の変更
 - ただし、社名変更及び移転を伴うものなど一時的な資格の喪失とみなされる場合を除く。
- ハー (ニ) 製造所の規模の変更、及び製造設備の変更に伴う製造並びに管理体制の変更の場合、次による。(分離・縮小又は吸収合併等による変更を含む。) 注3)
 - ハー (ニ) - 1 分離・縮小等により、申請品の品質性能に影響を及ぼす規模、設備等及び管理形態 (品質管理・製造管理及び検査体制並びに製品規格等) の変更
 - ハー (ニ) - 2 吸収合併等により、申請品の品質性能に影響を及ぼす管理形態 (品質管理・製造管理及び検査体制並びに製品規格等) の変更
 - 注3) : 製造工場の分離・縮小又は吸収合併等により規模、設備及び管理形態等に変更が生じているが、申請品の品質性能が従前のとおり確保されているかの審査を要するとき。
- ハー (ホ) 製造所の規模の変更及び製造設備の変更に伴う製造並びに管理体制の軽微な変更の場合、次による。(吸収合併による変更を含む。) 注4)
 - ハー (ホ) - 1 申請品の品質性能に影響を及ぼさない規模、設備等及び管理形態の変更
 - ハー (ホ) - 2 事業譲渡及び部門統合による、申請品の品質性能に影響を及ぼさない社名及び製造所名の変更。
 - 注4) : 注3) の変更が無く申請品の品質性能に影響を及ぼさないことを確認するとき。
- ハー (ヘ) 製造所の取消し (確認)
- ハー (ト) 名称のみの変更 (確認)
- ハー (チ) 住居表示の変更に伴う所在地名の変更 (確認)
- ハー (リ) ISO認証の資格の取得 (確認)

ニ 販売及びアフターサービス (地区及び体制)

- ニー (イ) 地区の追加
- ニー (ロ) 地区の変更
- ニー (ハ) 地区の取消し (確認)
- ニー (ニ) 体制の変更 (他社に変更)

ホ その他上記以外に変更申請を要するもの
((一社) 公共建築協会と変更申請の要否について協議する。)

三 変更による評価書の交付を要しないが、評価名簿の記載事項に変更を要するものは、次による。

ヘ 販売を担当する会社の変更

- ヘー (イ) 販売会社代理店の変更（確認）
- ヘー (ロ) 販売会社及び同代理店の名称変更の場合、次による。
 - ヘー (ロ) - 1 販売会社及び同代理店の名称のみの変更（確認）
 - ヘー (ロ) - 2 同一社内での本社・支店・営業所等相互の変更（確認）
- ヘー (ハ) 電話番号（問合わせ先）の変更（確認）

四 変更評価書の交付及び評価名簿の記載事項に変更を生じないものは、次による。

ト 申請者の代表者等

- トー (イ) 申請者の代表者の変更（確認）
- トー (ロ) 申請担当者の変更並びに同連絡先の変更（確認）

チ 軽微な変更事項

- チー (イ) 変更による評価書の交付及び評価名簿に変更を生じないが、申請品の品質性能、販売・アフターサービス等に係る確認を要する変更。（評価基準に影響を及ぼさない軽微な変更事項として（一社）公共建築協会が認めるものに限る。）
(確認)
 - 1. 申請品の原材料の一部又は部材構成の一部を変更するとき。
 - 2. 品質管理、製造管理、検査の規定の一部及び体制の一部を変更するとき。
 - 3. 販売・アフターサービス規定の一部及び体制の一部を変更するとき。

五 要領第18条第2項ただし書きに基づく軽微な変更については、事務局において変更申請内容の審査及び確認を行うものとする。

六 要領第18条第3項に規定する軽微な変更は、二号のイー (ハ)、イー (ニ)、ロー (ロ) - 1、ロー (ハ)、ロー (ニ)、ハー (ヘ) からハー (リ) まで、ニー (ハ) 及び三号のヘー (イ) からヘー (ハ)、並びに四号のトー (イ)、トー (ロ)、チー (イ) とする。

七 二号のホ及び五号において軽微な変更としての要否は、申請者と協議の後、協会が定めるものとする。

八 要領第18条第1項に規定する変更に必要な資料は、別表－4「変更評価の申請項目等一覧表」の[提出資料等]欄による。

九 要領第18条第5項に規定する変更に必要な変更評価料は、別表－4「変更評価の申請項目等一覧表」の[変更評価料及び手数料]欄による。

(隨時評価等の評価名簿への記載)

第5条 名簿発行後の当該年度の隨時評価、更新評価及び変更評価結果は、原則として要領第13条の2により、翌年度当初に作成する評価名簿に記載する。

(評価書の汚損及び紛失)

第6条 要領第18条の2に規定する評価書の再発行の申請は、次の各号による。

- 一 評価書再発行依頼書は、別記様式一2とし、必要事項を記入のうえ提出する。
- 二 評価書の再発行に要する手数料は、1万円（税抜）とする。

附則

この細則は、平成30年11月1日から適用する。

改正履歴

平成 8年 2月20日制定
平成 9年 7月29日改正
平成 11年 5月28日改正
平成 12年 7月24日改正
平成 18年 3月 6日改正
平成 21年 8月 3日改正
平成 26年 4月 1日改正
平成 28年 4月 1日改正
平成 30年 8月 1日改正
平成 30年11月 1日改正

別表－1 新規評価料及び隨時評価料（申込料、審査料及び登録料内訳） ※消費税抜き (円)

隨時評価料	内 訳			備 考
	申込料	審査料	登録料	
450,000	80,000	290,000	80,000	
350,000	60,000	230,000	60,000	
240,000	40,000	160,000	40,000	
180,000	30,000	120,000	30,000	

注1) 随時評価に要する経費は、[参考資料] 品目別随时評価料による。また、新規評価に要する経費は、新たに募集する場合に、品目毎に表記する。

2) 重複申請等の経費は、[参考資料] 品目別随时評価料の「4. 重複申請等の経費の取り扱い」の項による。

3) 建築材料等における、工場数及び申請シリーズ数又は製品数による加算は、[参考資料] 品目別随时評価料 [建築材料等—2] の注1) 及び2) の項による。

別表－2 更新評価料（申込料、審査料及び登録料内訳） ※消費税抜き (円)

隨時評価料	納入地区数	更新評価料	内 訳			備 考
			申込料	審査料	登録料	
450,000 円のとき	5 地区以上	315,000	56,000	203,000	56,000	
	2～4 地区	283,500	50,400	182,700	50,400	
	1 地区のみ	220,500	39,200	142,100	39,200	
350,000 円のとき	5 地区以上	245,000	42,000	161,000	42,000	
	2～4 地区	220,500	37,800	144,900	37,800	
	1 地区のみ	171,500	29,400	112,700	29,400	
240,000 円のとき	5 地区以上	168,000	28,000	112,000	28,000	
	2～4 地区	151,200	25,200	100,800	25,200	
	1 地区のみ	117,600	19,600	78,400	19,600	
180,000 円のとき	5 地区以上	126,000	21,000	84,000	21,000	
	2～4 地区	113,400	18,900	75,600	18,900	
	1 地区のみ	88,200	14,700	58,800	14,700	

注1) 上表更新評価における随时評価料は、別表－1注2)の重複申請等の経費により算出した額を用いるものとする。

2) 更新評価を行なう年度に、随时評価を取得した場合の更新評価料は、実施事務処理細則第3条第四号による。

3) 更新評価時に変更評価を伴う場合の変更評価料の算定（別表－4）のうち、随时評価料の割合で示された項目の算定には細目の重複申請による経費は適用しない。

別表－3 評価申請における継続性の審査について（その1）

要領第8条 第2項1号 品質・性能	1-1 申請品						1-2 品質・性能等						備 考								
	名称及び仕様に変更がある場合、その変更が適切であることを確認						原材料・構成部品・組立及び性能等が、評価基準に適合していることを確認														
同2号 品質管理・ 製造管理等	製造所の区分	2-1 製造所の製 造設備 状況	2-2 品質管理、製造管理等 の社内規定			2-3 2-2の製造作業における現状確認						2-4 製品の性能	2-5 2-3. b等を 確認に要する 期間	備 考							
			① 品質 管理	② 製造 管理	③ 検査	a. 管理者			b. 実施状況												
1. 製造所が 移転した場 合等	製造所の生 産設備の設 置状況等を 確認	社内規定が申請者の 規定として整備され ているか確認 また評価基準に適合 しているかを確認	適正な管理者が配 置されているかを 確認	製造所での品質管 理、製造管理等が適 切に実施されてい るかを確認	試験成績書は原則と して製造所で製造さ れた試験体で実施し たものを確認	b. 等を確認す るに要する期 間															
									試験成績書は原則と して製造所で製造さ れた試験体で実施し たものを確認			* 1	原則として、無 し								
同3号 納入体制	3-1 申請品の主要販売組織			3-2 申請品の納入実績等						3-3 申請品の取扱いその他			備 考								
	販売地区とその支店・営業所及び代行商社等 の体制を確認			製造所の申請品で、建設工事における納入実 績を確認 * 2						出荷・運送・現場保管での申請品に対 する注意事項を確認											
同4号 アフター サービス 体制	4-1 アフターサービスの組織			4-2 クレームが生じた場合の対応						4-3 維持管理上の注意事項			備 考								
	アフターサービスの地区と納入地区がリンクしてい ること、またその体制が整備されていることを 確認			クレーム対応に適切な体制が整備されてい ることを確認						維持管理の内容が適切であることを 確認											

* 1：製造所の審査項目 2-1～2-4 の各確認事項が軽微な変更と認められる場合は、会社名（製造所名）の変更届を確認することにより、旧試験成績書に継続性が有るものとみなす。

* 2：1号品質・性能及び2号品質管理・製造管理等の確認項目に継続性が認められる場合は、申請までの実績で可とする。又軽微な変更と認められる場合は、従前の納入実績も可とする。

◇ 「他の申請者から譲渡を受けた製造所がある場合」の審査についても上表によるものとする。

別表－4 変更評価の項目等一覧

※消費税抜き

変更申請に係る内容等				提出資料等		審査	変更評価料及び手数料
項目	変更内容	区分	変更内容説明等	資料項目	試験		
1) 変更評価により評価書(変更)の交付を要するもの							
イ 対 象 建 築 材 料 ・ 設 備 機 材 等	申請品の種類等の追加	イー(イ)	種類、商品、シリーズ、品番、形式、仕様等を追加	①② (3)～(7)	◇ *1	委員会	随時評価料の30% *7
	申請品の種類等の内容変更	イー(ロ)-1	主要部の材質・形状の部分的変更	①② (3)～(7)	△ *2		随時評価料の20%
		イー(ロ)-2 (B-1)	主要部以外の部分的な変更 *3	①② (3)～(7)	△ *2		
		イー(ロ)-2 (B-2)	主要部変更無し、耐久性に影響ない部分的変更 *3	①② (3)～(7)	△ *2		
	申請品の種類等の取消し	イー(ハ)	種類、商品、シリーズ、品番、形式、仕様等の取消し	①(2)		事務局	
ロ 申 請 者	申請品の種類等の名称変更	イー(ニ)	種類、商品、シリーズ、品番、形式、仕様等の名称のみ変更	①(2)			
	申請者の名称及び組織形態の変更	ロー(イ)-1	吸収合併等による変更 *4	①(4)～(6) (7)		委員会	20,000円
		ロー(イ)-2	分離独立等による変更 *4	①(4)～(6) (7)			
		ロー(イ)-3	事業譲渡等による変更 *4	①(4)～(6) (7)			
	申請者の所在地変更	ロー(ロ)-1	申請者のみの移転	①⑥		事務局	
		ロー(ロ)-2	製造所を伴う移転[ロー(ロ)-1及びロー(ロ)-2]	申請者の変更以外は、ハの項目欄で審査する。			
		ロー(ロ)-3	販売・アフターサービスを伴う移転 [ニ-(ニ)及びヘ]	申請者の変更以外は、ニの項目欄で審査する。			
	申請者の名称変更	ロー(ハ)	名称のみの変更	①⑥		事務局	20,000円
	申請者の所在地名変更	ロー(ニ)	住居表示の変更に伴うもの	①⑥			10,000円
ハ 製 造 所	製造所の追加	ロー(イ)	自社及び協力工場の追加	①③(5)(6) (7)		委員会	随時評価料の30% *7
	製造所の移転に伴う変更 [品質管理・製造管理・検査体制、生産設備、所在地の変更]	ロー(ロ)-1	遠方への移転で管理体制・設備等の変更を伴うもの 別表-3の2号1 *5	①(2)③(5) (6)(7)	△ *2		随時評価料の20%
		ロー(ロ)-2	近傍への移転で管理体制・設備等の変更はほとんど無し 別表-3の2号2 *5	①(2)③ (7)			20,000円
	製造所のISO取消し	ロー(ハ)	認証の取消し	①③			
	製造所の規模及び設備の変更 (申請品の製造及び管理体制に変更がある場合)	ロー(ニ)-1	分離・縮小等により申請品の品質性能に影響を及ぼす変更 *6	①(2)③ (6)(7)	△ *2		随時評価料の20%
		ロー(ニ)-2	吸収合併等により申請品の品質性能に影響を及ぼす変更 *6	①(2)③(6) (7)	△ *2		
	製造所の規模及び設備の軽微な変更 (申請品の製造及び管理体制の軽微な変更の場合)	ロー(ホ)-1	品質性能に影響を及ぼさない規模、設備等の変更に伴う管理体制の変更 *6	①③(6)(7)		事務局	20,000円
		ロー(ホ)-2	事業譲渡等による、協力工場の社名及び製造所名の変更 *6	①③(6)(7)			
	製造所の取消し	ロー(ヘ)	自社及び協力工場の取消し	①(3)			

変更申請に係る内容等				提出資料等		審査	変更評価料及び手数料
項目	変更内容	区分	変更内容説明等	資料項目	試験		
ハ 製 造 所	製造所の名称変更	ハ- (ト)	名称のみ変更	①(3) (6)		事務局	20,000 円
	製造所の所在地名変更	ハ- (チ)	住居表示の変更に伴うもの	①(6)			10,000 円
	製造所の ISO 取得	ハ- (リ)	認証の取得	① 認証(写)			
ニ 販 売 ・ ア フ サ タ ビ ス	販売・アフターサービスの地区追加	ニ- (イ)	地区の追加	①④⑤		委員会	20,000 円
	販売・アフターサービスの地区変更	ニ- (ロ)	地区または所管県の変更	①④⑤			
	販売・アフターサービスの地区取消し	ニ- (ハ)	地区の取消し	①④⑤		事務局	
	販売・アフターサービスの体制変更	ニ- (二)	販売者を他社に変更	①④⑤		委員会	
ホ そ の 他	その他 その他上記以外で変更申請を要するもの及び その他これらに類するもの。	ホ- (イ)	随時評価料の 30%相当に該当	変更に必要な提出資料、試験の有無、委員会審査の要否、事務局確認の要否等は、上記に準じて事務局と協議のうえ、その都度定める。	変更に必要な提出資料、試験の有無、委員会審査の要否、事務局確認の要否等は、上記に準じて事務局と協議のうえ、その都度定める。	随時評価料の 30%	
		ホ- (ロ)	随時評価料の 20%相当に該当			随時評価料の 20%	
		ホ- (ハ)	20,000 円相当に該当			20,000 円	
		ホ- (二)	10,000 円相当に該当			10,000 円	
		ホ- (ホ)	変更評価料無し			—	
2) 評価書(変更)の交付を要しないが、評価名簿の記載事項に変更を要するもの							
ヘ 販 売 会 問 社 合 の せ 先 等	販売会社の代理店変更	ヘ- (イ)	代理店の変更	①(4) (5)		事務局	10,000 円
	販売会社の名称変更	ヘ- (ロ) - 1	販売会社及び代理店の名称のみの変更	①(4) (5)			
	販売会社の同一社内での変更	ヘ- (ロ) - 2	同一社内での本社・支店・営業所等相互の変更	①、 名簿の写			
	販売会社の問合せ先変更	ヘ- (ハ)	電話番号の変更	①、 名簿の写			—
3) 評価書(変更)の交付及び評価名簿の記載事項に変更を生じないもの							
ト 申 請 者 等	申請の代表者変更	ト- (イ)	代表者の変更	①(6)		事務局	—
	統括責任者、申請担当者の変更	ト- (ロ)	主・副担当者及び統括責任者の変更または同連絡先の変更	⑧			
チ 軽 変 微 な 事 項	軽微な変更	チ- (イ)	評価基準に影響を及ぼさない軽微な変更事項 [申請品の品質性能、販売・アフターサービス等に係る確認を要する変更]	①(2)~(7)		事務局	—
備 考	*1：試験成績書の要否は、変更内容により判断する。(要は、現申請品の品質性能より、高レベルな審査又は品質性能が劣ると判断されるもの等) *2：試験成績書の要否は、変更内容により判断する。(要は、変更前の申請品より性能等が劣る又は管理形態の変更により申請品の品質性能が評価基準に適合しているかの確認を要すると判断されるもの等) *3：変更(B-1)は、申請品の主要部に変更がないが、耐久性の確認等を要する変更とする。 変更(B-2)は、申請品の主要部に変更がなく、かつ、耐久性に影響を及ぼさない部分的な変更とする。 *4：ロ-(イ)-1、2 及び 3 は、申請者の吸収合併等、分離独立等、事業譲渡等の変更に対して従前の申請者としての要件の継続性を有するものと判断されるもの。 *5：ハ-(ロ)-1 は、遠方への工場移転等で社内規定に精通した適正な管理者等が品質・製造管理及び検査体制の基で実施され、かつ、従前からの継続性を有しているものとし、又ハ-(ロ)-2 は、近傍への移転であり従前の体制での継続性を有すると判断されるもの。						

備 考 (続 き)	<p>*6 : ハー(ニ)-1, -2 は、製造工場の縮小、社内規定の大幅な変更等を伴う場合で申請品の品質性能に影響を及ぼす変更が生じているが申請品の品質性能は従前どおり確保されているものとし、又ハー(ホ)-1, -2 は、上記の変更は無く従前の体制の継続性を有していると判断されるもの。</p> <p>*7 : 申請数に関わる加算は、以下のとおりとする、ただし、変更する数量に関わるものと対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 変更評価料のうちハーラー(イ) 製造所(製造工場)の追加については、上表の額は10工場までとし、10工場を超えるときは追加5工場毎に1万円を加算する。 2) 変更評価料のうちイー(イ) 種類等の追加については、下記による。 <ol style="list-style-type: none"> a. 陶磁器質タイル及び床点検口は、上表の額は製品数15までとし、15を超えるときは追加5以内毎に5千円を加算する。 b. 可動間仕切及び移動間仕切は、上記a. の製品数15を5に読み替えて加算する。 c. グレーチングのうち、鋼製グレーチングで上表の額は耐荷重別による製品数30までとし、30を超えるときは25以内毎に5千円を、ステンレス製グレーチングで上表の額はピッチ別による製品数80までとし、80を超えるときは25以内毎に5千円を加算する
--------------------	--

別表一4の補足説明事項

1. 提出資料項目欄の○及び()内の数字は、下記の提出資料項目を示す。
 また、○内数字で示す項目は必ず提出する資料項目とし、()内数字で示す項目は変更内容により提出の要・不要がある資料項目とする。
 - ①又は(1) 変更評価依頼書(様式一1)、変更内容一覧表(別記様式一1)
 - ②又は(2) 製品リスト及び品質性能に関する資料
 - ③又は(3) 品質管理・製造管理に関する資料
 - ④又は(4) 納入体制に関する資料
 - ⑤又は(5) アフターサービスに関する資料
 - ⑥又は(6) 決算報告書又は登記簿謄本等
 - ⑦又は(7) 工業会等への加入状況、カタログその他
 - ⑧ 評価申請担当者変更届(別記様式一3)
2. 試験欄の△印は、変更の内容により試験成績書の提出の要・不要がある資料項目とする。
3. 審査欄の「事務局」は事務局の審査または確認とし、「委員会」は評価委員会の審査をする項目とする。
4. 変更評価料及び同手数料
 - 1) 変更評価料のうち随時評価料の割合で示された項目は、当該年度の随時評価料とする。
 - 2) 変更評価項目が重複する場合の変更評価料及び同手数料
 - (1) 随時評価料の割合で示された項目のみが重複する場合は、1件目を評価料の高額な項目とし、2件目以降は1件あたり2万円とする。(別表一4参照)
 - (2) 金額で示された項目のみが重複する場合は、変更評価料及び同手数料は、1件目を評価料の高額な項目とし、2件目以降は1件あたり半額に減額する。(別表一4参照)
 - (3) 上記(1)、(2)が重複する場合は、(1)、(2)で算出された額の合計とする。
(別表一4参照)
 - 3) 変更評価料及び手数料欄の「随時評価料の○○%」は、新規評価を対象とした変更申請の場合、「新規評価料の○○%」と読み替えて適用する。
 - 4) 変更評価料の算出に用いる随時評価料は、重複申請の場合の減額は行わない。

1. 評価依頼書 (新規・隨時・更新・変更)

平成 年 月 日

一般社団法人 公共建築協会
会長 氏名 殿

下記のとおり、評価を依頼します。

記

申請者の種別	1. 製造者	2. 製造・販売者	3. 販売者	(該当番号に○)
ふりがな				
会社名称				
代表者氏名	印			
ふりがな				
所在地	〒			
電話番号				
区分	評価対象材料名			
	細目	(丸数字と材料名を記入)		

評価申請 統括責任者

ふりがな		所属	
氏名			
電話番号			
FAX番号			

担当者

ふりがな	主		副	
氏名				
所属				
所在地	〒 一			
電話番号				
FAX番号				
フリガナ				
主担当メールアドレス				
フリガナ				
副担当メールアドレス				

建築材料・設備機材等評価事業

評価依頼承諾書

平成 年 月 日

御中

一般社団法人 公共建築協会
会長名

平成 年 月 日付けで申し込みのありました下記の対象材料について、評価依頼を承諾いたします。

なお、申込料については、審査終了後、審査料及び登録料と併せて請求いたします。

記

評価対象材料等名称

受領書

平成 年 月 日

一般社団法人 公共建築協会
会長名 殿

会社名

担当者

印

記

上記材料に対する、評価依頼承諾書を受領いたしました。

注) 受領書は、FAXまたはメールにて返信してください。

変更内容一覧表

今回の変更評価申請における変更事項及び申請資料以外の申請資料は、前回申請時の内容に相違ありません。

申請者 _____

変更事項		当初評価記載内容	変更評価記載内容
区分	変更内容		

- 注 1) 変更事項の区分欄には、別表一4の区分欄に示されたカタカナ事項の中から当該変更申請に該当する項目を記入すること。
 2) 変更内容欄には、別表一4の項目、変更内容及び変更内容説明等欄に示された事項の中から当該変更申請に該当する内容等を記入すること。
 3) 当初評価記載内容欄には、評価を受けている内容を記入し、変更評価記載内容欄には、今回変更する内容を記入し、変更を示す赤のアンダーラインを引くこと。（詳細は、申請資料の「記載例」による）

一般社団法人 公共建築協会

会長 殿

評価書再発行依頼書

建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領第18条の2の規定に基づき、
下記評価書の再発行を依頼します。

記

1. 再発行を依頼する理由

--

2. 再発行を依頼する評価内容

ふりがな	
会社名称	
申請者の種別	1. 製造者 2. 製造・販売者 3. 販売者
代表者氏名	印
ふりがな	
所在地	〒
電話番号	
区分	評価対象材料名
	細目

3. 担当者

ふりがな	
氏名	
所属	
所在地	〒 -
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

評価申請担当者 変更届

平成 年 月 日

一般社団法人 公共建築協会

会長 春田 浩司 殿

下記のとおり、担当者を変更するので報告します。

ふりがな	
会社名	

記

評価材料名		細 目 (細目は丸数字と材料名を記入、無い場合はーを記入)
1		
2		
3		
4		
5		

変更する担当者

	変更前		変更後	
ふりがな	主		主	
氏 名				
ふりがな	副		副	
氏 名				
所 属				
所 在 地	〒			
電 話 番 号				
F A X 番 号				
フ リ ガ ナ				
主担当メールアドレス				
フ リ ガ ナ				
副担当メールアドレス				

注1) :上記担当者の変更以外の内容変更は、「変更評価申請」をする必要があります。

ご不明の場合は、変更内容を明記した書類を付けて速やかに事務局にご相談下さい。

2) :「統括責任者」を変更する場合は、主または副の欄の項目名を訂正し報告してください。

一般社団法人 公共建築協会

建築材料等評価部 行き

F A X : 0 3 - 3 5 2 3 - 1 8 2 7

T E L : 0 3 - 3 5 2 3 - 0 3 8 4

[参考資料] 品目別隨時評価料

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随时評価料 [万円]	※消費税抜き		
		申込料	審査料	登録料
平成6年度募集建築材料等				
・床型枠用鋼製デッキプレート(フラットデッキ)	3 5	6	2 3	6
・ガラス				
①フロート板ガラス	〃	〃	〃	〃
②型板ガラス	〃	〃	〃	〃
③網入板ガラス及び線入板ガラス	〃	〃	〃	〃
* ④合わせガラス	〃	〃	〃	〃
* ⑤強化ガラス	〃	〃	〃	〃
⑥熱線吸収板ガラス	〃	〃	〃	〃
* ⑦複層ガラス	〃	〃	〃	〃
⑧倍強度ガラス	〃	〃	〃	〃
・ビニル床シート				
* ①床シート	〃	〃	〃	〃
・ビニル床タイル				
* ①床タイル	〃	〃	〃	〃
・アルミニウム製建具				
① 70-200-8-35	〃	〃	〃	〃
② 70-240-8-35	〃	〃	〃	〃
③ 100-280-2-50	〃	〃	〃	〃
・鋼製建具 [標準型建具を含む]	4 5	8	2 9	8
・鋼製軽量建具 [標準型建具を含む]	〃	〃	〃	〃
・ステンレス製建具	3 5	6	2 3	6
・重量シャッター	〃	〃	〃	〃
・軽量シャッター	〃	〃	〃	〃
・オーバーヘッドドア	〃	〃	〃	〃
・錠 前類				
注: ①モノロック…平成16年削除(評価対象外) ②本締り付きモノロック…平成24年削除(評価対象外)				
③シリンドー箱錠 [シリンドー箱錠] [レバーハンドル]	2 4	4	1 6	4
④シリンドー本締り錠	〃	〃	〃	〃
・クローザー類				
①ドアクローザー	〃	〃	〃	〃
②ヒンジクローザー	〃	〃	〃	〃
③フロアヒンジ	〃	〃	〃	〃
平成7年度募集建築材料等				
・鉄骨柱下無収縮モルタル	〃	〃	〃	〃
・防水剤	〃	〃	〃	〃
・陶磁器質タイル				
* ①A I (押出し成形I類)	3 5	6	2 3	6
②A II (押出し成形II類)	〃	〃	〃	〃
* ③A III (押出し成形III類)	〃	〃	〃	〃
④B I (プレス成形I類)	〃	〃	〃	〃
⑤B II (プレス成形II類)	〃	〃	〃	〃
⑥B III (プレス成形III類)	〃	〃	〃	〃
(再生材利用タイルは、上記①～⑥の細目に各々含む)				
注: JIS A 5209の改正により、①陶器質タイル/②セ				
つき質タイル/③磁器質タイルの区分から平成				
23年に①～④に変更。平成28年度より、JIS改				
正により①～⑥に区分を変更				
・ルーフドレン	2 4	4	1 6	4
・グレーチング	〃	〃	〃	〃
・煙突用成形ライニング材	〃	〃	〃	〃
・成形伸縮目地材	〃	〃	〃	〃
・可動間仕切	3 5	6	2 3	6
・移動間仕切(スライディングドア)	〃	〃	〃	〃
・トイレブース	〃	〃	〃	〃
平成8年度募集建築材料等				
・無収縮グラウト材 [プレミックス形] [現場調合形]	2 4	4	1 6	4
・自動扉機構				
①制御装置、駆動装置	3 5	6	2 3	6
②検出装置	2 4	4	1 6	4
③制御装置、駆動装置、検出装置 (大型回転自動ドアに適用)	4 5	8	2 9	8
注: ③は、平成16年4月から保留				
・フリーアクセスフロア				
①3,000N(0.6G以上及び1.0G以上)	3 5	6	2 3	6
・天井点検口	2 4	4	1 6	4
・床点検口	〃	〃	〃	〃

1. 随時評価対象材料【建築材料等-2】

(*印は応募無し)

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
・エポキシ樹脂 〔バテ状エポキシ樹脂〕 〔可とう性エポキシ樹脂〕 〔エポキシ樹脂モルタル〕	24	4	16	4
・ポリマーセメントモルタル	〃	〃	〃	〃
*・ポリマーセメントスラリー	〃	〃	〃	〃
・既製調合目地材	〃	〃	〃	〃
平成9年度募集建築材料等				
・ガラス ⑨熱線反射ガラス	35	6	23	6
・押出成形セメント板	〃	〃	〃	〃
・吸水調整材(モルタル用)	24	4	16	4
・現場発泡断熱材	〃	〃	〃	〃
平成10年度募集建築材料等				
・乾式保護材(防水立上がり部)	〃	〃	〃	〃
・既製調合モルタル(タイル工事用)	〃	〃	〃	〃
*・インターロッキングブロック	〃	〃	〃	〃
*・キャスタブル耐火材 (煙突の頂部・底部回り及び煙道接続部等)	〃	〃	〃	〃
*・ガラスブロック(中空)	35	6	23	6
平成11年度募集建築材料等				
・自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)	〃	〃	〃	〃
*・透水、保水性床タイル及びブロック ①保水性床タイル及びブロック(耐凍害用) (旧品目名:保水性歩行用ブロック及び床タイル)	24	4	16	4
・フリーアクセスフロア ②5,000N(0.6G以上及び1.0G以上)	35	6	23	6
・外装タイル張り用有機系接着剤 (H25年度変更 旧タイル部分張替え用接着剤) 〔ウレタン樹脂系一液反応硬化形〕 〔变成シリコーン樹脂系一液反応硬化形〕	24	4	16	4
平成12年度募集建築材料等				
・屋上緑化システム ①屋上緑化システム(板状成形品タイプ)	35	6	23	6
②屋上緑化軽量システム	24	4	16	4
・ビニル床シート				
*・②帶電防止床シート	〃	〃	〃	〃
・ビニル床タイル				
*・②帶電防止床タイル	〃	〃	〃	〃
・陶磁器質タイル 注:④再生材利用タイル H23年削除(①~④に併合)				
平成13年度募集建築材料等				
・トップライト	35	6	23	6
平成14年度募集建築材料等				
・透水、保水性床タイル及びブロック * ②透水、保水性ブロック	24	4	16	4
平成25年度募集建築材料等				
・樹脂製建具 * ① A種 S-4, A-4, W-4 ② B種 S-5, A-4, W-5 * ③ C種 S-6, A-4, W-5	35	6	23	6
〃	〃	〃	〃	〃
注1) 申請製造工場数による加算	申請製造工場数が10を超える場合は、5工場以内毎に1万円ずつを上記随時評価料に加算します。			
注2) 申請シリーズ数又は製品数による加算 (イ) 陶磁器質タイルの各①~⑥及び床点検口 (ロ) 可動間仕切及び移動間仕切 (ハ) グレーチング	(イ) 申請シリーズ数又は製品数が15を超える場合は、5以内毎に5千円ずつを上記随時評価料に加算します。 (ロ) 上記(イ)の製品数15を5に、読み替えて加算します。 (ハ) 鋼製グレーチングは耐荷重別による製品数が30を超える場合は、25以内毎に5千円ずつを、又、ステンレス製グレーチングはピッチ数別による製品数が80を超える場合は、25以内毎に5千円ずつを上記随時評価料に加算します。			

2. 隨時評価対象材料【電気設備機材等】

(*印は応募無し)

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
平成 6 年度募集電気設備機材等				
・蓄電池				
①ペント形据置鉛蓄電池	3 5	6	2 3	6
②制御弁式据置鉛蓄電池	〃	〃	〃	〃
③据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	〃	〃	〃	〃
* ④シール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	〃	〃	〃	〃
・蛍光灯用の安定器				
③高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器 注：①蛍光灯安定器及び②蛍光灯電子安定器 …平成 16 年 4 月削除（評価対象除外） ③平成 30 年 7 月削除（評価対象外）				
・蛍光灯器具				
注：平成 30 年 7 月削除（評価対象外）				
平成 7 年度募集電気設備機材等				
・高压機器				
①高压交流遮断器	3 5	6	2 3	6
③高压進相コンデンサ	〃	〃	〃	〃
④高压限流ヒューズ	〃	〃	〃	〃
⑤高压負荷開閉器	〃	〃	〃	〃
注：②高压変圧器（評価対象除外）				
・交流無停電電源装置	〃	〃	〃	〃
平成 8 年度募集電気設備機材等				
・盤類				
①分電盤（OA盤及び実験盤を含む）	〃	〃	〃	〃
②制御盤	〃	〃	〃	〃
③キュービクル式配電盤	〃	〃	〃	〃
平成 11 年度募集電気設備機材等				
・太陽光発電装置 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	〃	〃	〃	〃
・監視カメラ装置	〃	〃	〃	〃
平成 12 年度募集電気設備機材等				
・中央監視制御装置	〃	〃	〃	〃
平成 13 年度募集電気設備機材等				
・照明制御装置	〃	〃	〃	〃
・可変速運転用インバータ装置	〃	〃	〃	〃
平成 14 年度募集電気設備機材等				
・盤類				
④高压スイッチギア(CW)	〃	〃	〃	〃
⑤高压スイッチギア(PW)	〃	〃	〃	〃
平成 15 年度募集電気設備機材等				
・高压機器				
⑥高压変圧器（特定機器）	〃	〃	〃	〃
平成 19 年度募集電気設備機材等				
・高压機器				
⑦高压避雷	〃	〃	〃	〃
・サージ防護デバイス (SPD)				
①低压用 SPD	〃	〃	〃	〃
・絶縁監視装置				
①高压回路の絶縁監視装置	〃	〃	〃	〃
②低压回路の絶縁監視装置	〃	〃	〃	〃
平成 25 年度募集電気設備機材等				
・LED 照明器具（一般屋内用に限る）	〃	〃	〃	〃

3. 随時評価対象材料 [機械設備機材等-1]

(*印は応募無し)

※消費税抜き

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]		
		申込料	審査料	登録料
平成6年度募集機械設備機材等				
・衛生陶器及び付属品				
①和風大便器	3 5	6	2 3	6
②洋風大便器	〃	〃	〃	〃
③小便器	〃	〃	〃	〃
④洗面器・手洗器	〃	〃	〃	〃
⑤流し・掃除流し	〃	〃	〃	〃
・水栓	2 4	4	1 6	4
・大便器洗浄弁	〃	〃	〃	〃
・ポンプ類				
①横形遠心ポンプ	3 5	6	2 3	6
②水中モータポンプ(汚水用・雑排水用・汚物用)	〃	〃	〃	〃
・送風機類				
①遠心送風機(多翼送風機)	〃	〃	〃	〃
②斜流送風機	〃	〃	〃	〃
③軸流送風機	〃	〃	〃	〃
④消音ボックス付送風機	2 4	4	1 6	4
平成7年度募集機械設備機材等				
・空気調和機				
①ユニット形空気調和機	4 5	8	2 9	8
②ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	3 5	6	2 3	6
・空気清浄装置				
①エアフィルター(ハサミ形、折込み形、袋形)	〃	〃	〃	〃
②自動巻取形エアフィルター 注:③ろ材誘電形エアフィルター削除(評価対象除外)	〃	〃	〃	〃
④電気集じん器	2 4	4	1 6	4
・全熱交換器				
①全熱交換器(回転形、静止形)	3 5	6	2 3	6
②全熱交換ユニット	〃	〃	〃	〃
・ダクト付属品				
①吹出口・吸込口	〃	〃	〃	〃
②風量ユニット(定風量、変風量) 注:弁及び継手削除(評価対象除外)	〃	〃	〃	〃
①減圧弁・温度調整弁				
②伸縮管継手(ペローズ形、スリーブ形)				
③一般配管用ステンレス鋼弁				
・鋳鉄製ふた　マンホールふた・弁枠ふた	2 4	4	1 6	4
平成8年度募集機械設備機材等				
・タンク				
①FRP製パネルタンク	3 5	6	2 3	6
②鋼板製パネルタンク	〃	〃	〃	〃
・消防装置				
①スプリンクラー消火システム	〃	〃	〃	〃
②不活性ガス消火システム (旧品目名:二酸化炭素消火システム)	〃	〃	〃	〃
③泡消火システム	〃	〃	〃	〃
・ボイラー				
①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー (旧品目名:給湯用簡易ボイラー、鋼製簡易ボイラ)	〃	〃	〃	〃
②鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー (旧品目名:鋳鉄製ボイラー)	〃	〃	〃	〃
・冷凍機				
①チーリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット (旧品目名:チーリングユニット)	4 5	8	2 9	8
②吸収冷温水機 (旧品目名:②直だき吸収冷温水機、③小形吸収冷温水機ユニット統合)	〃	〃	〃	〃
・空気調和機				
③パッケージ形空気調和機	〃	〃	〃	〃
・冷却塔				
・自動制御　自動制御システム	〃	〃	〃	〃
平成9年度募集機械設備機材等				
・ポンプ類				
③立形遠心ポンプ	3 5	6	2 3	6
空気調和機				
④コンパクト形空気調和機	〃	〃	〃	〃

品目区分及び細目 (品目区分は・印、細目は丸数字で示す。)	随時評価料 [万円]	内訳 [万円]			※消費税抜き
		申込料	審査料	登録料	
平成 10 年度募集機械設備機材等					
・温水発生機					
①真空式温水発生機（鋼製・鉄製）	3 5	6	2 3	6	
②無圧式温水発生機（鋼製・鉄製）	〃	〃	〃	〃	
・タンク					
③密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用）	〃	〃	〃	〃	
平成 11 年度募集機械設備機材等					
・空気調和機					
⑥ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 (旧品目名：ガスエンジン式パッケージ形空気調和機)	〃	〃	〃	〃	
・衛生器具ユニット					
平成 12 年度募集機械設備機材等					
・冷凍機					
④遠心冷凍機	4 5	8	2 9	8	
平成 13 年度募集機械設備機材等					
・厨房機器 廉價システム	3 5	6	2 3	6	
平成 14 年度募集機械設備機材等					
・ボイラー					
③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー (旧品目名：鋼製小型ボイラー)	〃	〃	〃	〃	
④鋼製ボイラー	〃	〃	〃	〃	
・タンク					
④ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形）	〃	〃	〃	〃	
⑤ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）	〃	〃	〃	〃	
平成 25 年度募集機械設備機材等					
・冷凍機					
③吸収冷温水機ユニット	4 5	8	2 9	8	
・空気調和機					
⑤マルチパッケージ形空気調和機	〃	〃	〃	〃	
・消火装置					
④ハロゲン化物消火システム	3 5	6	2 3	6	

4. 重複申請等の経費の取り扱い

1) 評価に要する、新規評価料及び随時評価料は、上表による。

2) 新規募集材料又は随時募集材料において、同一品目区分について重複して同時に申請する場合、細目の2件目からは以下のとおりとする。

(1) 新規評価料又は随時評価料が45万円の品目は、35万円に減額する。

(2) 新規評価料又は随時評価料が35万円の品目は、24万円に減額する。

(3) 新規評価料又は随時評価料が24万円の品目は、18万円に減額する。

・建築材料等 品目区分のうち、①～⑨などの細目にわかかれているもの

・電気設備機材等 品目区分のうち、①～⑦などの細目にわかかれているもの

・機械設備機材等 品目区分のうち、①～⑥などの細目にわかかれているもの

3) 同一品目区分で、細目の新規評価料又は随時評価料が異なる場合、申請重複細目のうち高額な細目を1件目とする。